

○内閣府令第五十四号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四十四条第二項第二号及び第七十四条の三第二項の規定に基づき、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年九月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（道路交通法施行規則の一部改正）

第一条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(停車又は駐車に係のある者による合意)</p> <p>第六条の三の二 法第四十四条第二項第二号の規定による合意は、旅客の運送の用に供する自動車(乗合自動車を除く。以下この条において同じ。が停車又は駐車をする一又は二以上の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場ごとに、書面により、停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲を明らかにしてするものとする。</p> <p>2 前項の書面には、当該旅客の運送の用に供する自動車による当該停留所又は停留場における停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項があるときは、当該事項を記載するものとする。</p> <p>(安全運転管理者等の要件)</p> <p>第九条の九 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 自動車の運転の管理に関し二年(自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、一年)以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。</p>	<p>(停車又は駐車に係のある者による合意)</p> <p>第六条の三の二 法第四十四条第二項第二号の規定による合意は、一般旅客自動車運送事業用自動車又は自家用有償旅客運送自動車(以下この条において「一般旅客自動車運送事業用自動車等」という。)が停車又は駐車をする一又は二以上の乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場ごとに、書面により、停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲を明らかにしてするものとする。</p> <p>2 前項の書面には、当該一般旅客自動車運送事業用自動車等による当該停留所又は停留場における停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項があるときは、当該事項を記載するものとする。</p> <p>(安全運転管理者等の要件)</p> <p>第九条の九 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p>

<p>イ 「略」</p> <p>ロ 法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七条の二の二（<u>第一項第七号及び第九号を除く。</u>）、法第百十七条の三の二、<u>法第百八条第二項第三号若しくは第四号、法第百十九条第二項第四号若しくは第五号又は法第百十九条の二の二第二項の違反行為をした日から二年を経過していない者</u></p> <p>2 「略」</p> <p>附 則</p> <p>〔1〕5 略〕</p> <p>6 第九条の十の規定の適用については、当分の間、同条第六号中「確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行う」とあるのは「確認する」と、同条第七号中「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。</p>	<p>イ 「同上」</p> <p>ロ 法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七条の二の二（<u>第七号及び第十二号を除く。</u>）、法第百十七条の三の二、<u>法第百八条第一項第四号若しくは第五号、法第百十九条第一項第十一号若しくは第十二号又は法第百十九条の二第一項第三号の違反行為をした日から二年を経過していない者</u></p> <p>2 「同上」</p> <p>附 則</p> <p>〔1〕5 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正)

第二条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成十四年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条の九 第一項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	「略」	法第百十七條の二第一項、運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七條の二第二項、法第百十七條の二第二項（第一項第七号及び第九号を除く。）	法第百十七條の二第二項、運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七條の二第二項（第七号及び第九号を除く。）、運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七條の二第二項
法第百十八條第二項第三号	法第百十八條第二項	運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法	運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法

改正前

〔同上〕

第九条の九 第一項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	「同上」	法第百十七條の二第一号から第三号まで若しくは第六号、運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七條の二第四号若しくは第五号	法第百十七條の二の二第一号から第六号まで若しくは第十一号、運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七條の二の二第八号から第十号まで
法第百十八條第一項第四号	法第百十八條第一項	運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法	運輸代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔略〕			
	法第百十九條第二項第四号	法第百十九條第二項第二項	第百十八條第二項第三号
	運轉代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九條第二項第四号	運轉代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九條第二項第二項	第百十八條第二項第三号

〔同上〕			
	法第百十九條第一項第十一号	法第百十九條第二項第三号	第百十八條第一項第四号
	運轉代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法第百十九條第一項第十一号	運轉代行業法第十九條第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第百十九條第二項第三号	第百十八條第一項第四号

附 則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。